

入札心得

嬉野市が行う競争入札（電子入札及び郵便入札を除く。以下「競争入札」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）、嬉野市財務規則（平成18年嬉野市規則第41号）及びその他関係法令並びに公告、入札通知書、図面、仕様書、その他の入札条件及びこの心得の定めるところによらし、競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、この内容を十分熟知の上、入札会に参加するものとする。

（入札会の参加）

1. 入札参加者は、市が入札通知書により指定した時刻までに入札会場に出席し、入札を行う。指定時刻に遅れた入札参加者は、入札会に参加することができない。ただし、遅れの理由がやむを得ないものであると入札執行者が認め、かつ、入札会の執行までに他の入札参加者全員が同意する場合は、入札会に参加することが認められるものとする。

（入札の辞退）

2. 入札辞退の取扱いは、次のとおりとする。
 - （1） 入札参加者は、入札を行うまでは、いつでも入札を辞退することができる。
 - （2） 入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ア 入札会の執行前にあつては、入札辞退届を契約担当者等に直接持参し、又は郵送（入札会の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - イ 入札会の執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出して行う。
 - （3） 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

3. 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（無効の入札）

4. 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - （1） 入札に参加する資格のない者のした入札
 - （2） 不正行為により行った入札
 - （3） 金額の記載のない入札、記名押印のない入札及び記載事項が確認できない入札
 - （4） 入札保証金の納入がない者及び入札保証金の納入額が不足する者がした入札（ただし、嬉野市財務規則第88条第1項第1号から第4に該当する場合は除く。）
 - （5） 同一人がした2以上の入札
 - （6） 代理人でその資格のない者のした入札
 - （7） 金額を訂正した入札
 - （8） 入札通知書で「最低制限価格 有」の場合、最低制限価格未満での入札。
 - （9） 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した入札。

（入札会の中止）

5. 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札会を中止するものとする。
 - （1） 入札参加者及びこれに関係する者が共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき。
 - （2） 地形又は工作物等の変動により、その目的を達成することができなくなったとき。
 - （3） 工事の廃止又は変更その他必要があると認めるとき。
 - （4） 当該競争入札（一般競争入札は除く。）において、入札参加者が1人となった場合など、競争性が確保されないとき。

（落札者の決定）

6. 落札者は、有効な入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とし、その取扱いは、次のとおりとする。

(1) 支出の原因となる契約にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 収入の原因となる契約にあっては、予定価格より最高の価格を入札した者を落札者とする。

(3) 工事又は製造その他の請負契約を締結しようとする場合において、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内でその価格をもって入札をしたほかの者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(再度の入札)

7. 再度の入札の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 開札した場合において、予定価格の制限の範囲以内をもって入札をしたものがないときは、嬉野市財務規則第96条の規定に基づき、直ちに再度の入札を行う。ただし、予定価格を事前に公表していない場合の入札回数は、原則、2回を限度とする。また、予定価格を事前に公表している場合は、再度の入札は行わないものとする。

(2) 再度の入札をしても落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2に基づき、随意契約によることができる。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

8. 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて、落札者を決定する。ただし、くじを引かない者がある場合は、これに代わって入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

(契約の締結)

9. 落札の通知を受けた者は、嬉野市財務規則第104条の規定に基づき、落札の通知を受けた日から起算して5日以内（ただし、嬉野市の休日を定める条例（平成18年嬉野市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を含まない。）に契約の締結を行う。期間内に契約締結に応じない場合は、契約の相手方となる資格を失うものとする。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めるときは、その期間を延長することができる。

(契約保証金)

10. 契約を締結しようとする者は、嬉野市財務規則第107条第1項の規定に基づき、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付又はこれらに代わる担保を提供しなければならない。ただし、同規則第107条第2項各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(技術者の設置)

11. 落札者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 工事1件の請負代金の額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の工事については、工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を置かなければならない。

(2) 指定建設業（土木・建築・管・鋼構造物・舗装）に係る工事現場の監理技術者は、指定建設業監理技術者資格者証を携帯し、発注者から請求があったときは提示しなければならない。